

災害時等における利用料金の返還に関する規程

市民ホール条例施行規則（昭和43年豊中市規則第32号）第18条第1項第1号に規定する使用者の責めによらない事由は、利用者から利用中止の申出があった場合における、次の各号に定める事由とする。

- (1) 午前区分を始点とする利用区分
北大阪又は豊中市において、利用前日午後5時の時点で警戒レベル3以上の防災気象情報が発表されており、かつ、申出があった時点で発表中であること。
- (2) 午後区分を始点とする利用区分
北大阪又は豊中市において、利用前日午後7時の時点で警戒レベル3以上の防災気象情報が発表されており、かつ、申出があった時点で発表中であること。
- (3) 夜間区分
北大阪又は豊中市において、利用当日午前9時の時点で警戒レベル3以上の防災気象情報が発表されており、かつ、申出があった時点で発表中であること。
- (4) 全区分
大型台風の接近など、気象情報等により、当日の利用が困難であると市長が認めたとき。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から実施する。

この規程は、令和8年5月29日から実施する。